

議員提出議案第16号

都立久留米特別支援学校（仮称）開校に伴う通学区域の調整に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和元年12月10日

提出者 西東京市議会議員 田代伸之

賛成者 西東京市議会議員 酒井 一郎

賛成者 西東京市議会議員 中村 すぐる

賛成者 西東京市議会議員 森 しんいち

賛成者 西東京市議会議員 後藤 ゆう子

賛成者 西東京市議会議員 小峰 和美

賛成者 西東京市議会議員 納田 さおり

賛成者 西東京市議会議員 田村 ひろゆき

都立久留米特別支援学校（仮称）開校に伴う通学区域の調整に関する意見書

東京都特別支援教育推進計画（第二期）における将来推計では、知的障害のある児童生徒は、今後も在籍者数の増加が見込まれている。こうした背景を踏まえて特別支援教育をさらに充実させるため、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく整備として、久留米特別支援学校（仮称）を令和3年度に開校する予定で準備が進められている。

本年7月16日及び10月28日に開催された「都立久留米特別支援学校（仮称）開校に伴う関連知的障害特別支援学校の通学区域変更（案）に関する説明会」では、通学区域については、「都立清瀬特別支援学校の高等部及び都立田無特別支援学校及び近隣の都立特別支援学校の通学区域の一部とする」ことが示された。

東京都特別支援教育推進計画（第二期）では、通学区域の調整については「知的障害特別支援学校の新設・増改築等に応じて、通学利便性や安全性等を含め総合的に考慮した通学区域の調整を行い、教育環境の改善を図ります。」としており、地域の公共交通事情や登下校の安全性なども踏まえて慎重に検討することが求められる。

特別支援学校への通学においては、毎日付き添いが必要な生徒もいるなど、さまざまな配慮が必要となる。それゆえ、通学区域の決定に当たっては、保護者等への丁寧な説明、情報提供と意見聴取を行い、通学利便性や安全性等も含めて総合的な教育環境の改善を図るべきである。

よって、東京都においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 これまでの説明会での参加者からの意見を踏まえ、通学区域の決定までに保護者等への丁寧な説明、情報提供、意見聴取を行うこと。
 - 2 地域の公共交通事情も考慮し、通学の利便性及び安全性の改善を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

西東京市議会議員 田 中 のりあき

提出先 東京都知事、東京都教育長